

新型コロナウイルス感染症発生疑い時の対応フローについて

障害福祉サービス事業所等（訪問事業所）の利用者で、発熱等の症状がある場合
（事業所に勤務する職員は「高齢者施設等『スマホ検査センター』（大阪府）」を御利用ください）

利用者がPCR検査を受検する場合、堺市障害福祉サービス課に電話連絡

連絡先 072-228-7510

【受付時間】9時～17時30分（平日のみ）

※ 検査結果が出るまで自宅待機

※ 利用者及び職員等に対して、PCR検査を受検する旨を事業所に報告するよう指導してください。

PCR検査の結果の確認

陽性的場合

陰性的場合

①堺市障害福祉サービス課に検査結果を電話連絡
（連絡先は上記と同じ※）

※土日祝及び平日の上記受付時間外については、
堺市役所代表（時間外窓口）に連絡
（連絡先 072-233-2800）

② 陽性者が利用者の場合は、①に加え、支給決定
を行う市町村、主治医及び担当の指定計画相談
支援事業所等に報告

堺市障害福祉サービス課に検査結果を電
話連絡
（連絡先は上記と同じ）

※濃厚接触者については、自宅待機を行い
保健所の指示に従う

■ 感染拡大防止対策の実施

・ 保健所の指示による施設の消毒、濃厚接触者の特定 等

【参考】

《《《《感染疑い事例の発生〔目安〕》》》》

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱 等 の強い症状が見られる方
- 高齢者や基礎疾患のある方で、発熱や咳などの軽い風邪症状がある方
- 発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が4日以上続いている方

主治医、医療機関に相談

医師より、PCR検査が必要と判断された場合
新型コロナ受診相談センターに電話連絡し、その指示によりPCR検査実施

連絡先 072-228-0239

【受付時間】9時～20時（月～金）/9時～17時30分（土日祝）

※これ以外の時間は緊急時のみ対応

（参照）堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/>）

※トップページ

新型コロナウイルスの情報はこちら

感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合について

「障害者の居宅を訪問して行うサービス チェックリスト」

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡に基づき作成

情報共有・報告等の実施

- 速やかに管理者等への報告を行い、施設内での情報共有を行っているか。
- 指定権者、当該利用者の支給決定を行う市町村に連絡し、発生状況を説明し、今後の指示を受けたか。
- 当該利用者の主治医及び担当の指定特定相談支援事業所等に報告しているか。
- 当該利用者の家族等へ連絡をとったか。
- 感染が疑われる者が発生した時点から下記内容の記録をとっているか。
 - 発生日時 受診医療機関名 医療機関への移動手段、移動開始時間
 - 感染が疑われる者の症状と経過 感染が疑われる者の同居者の有無
 - 接触した職員・利用者等の氏名 訪問者の有無
 - 感染が疑われる者及び同室者等のマスク使用状況

濃厚接触が疑われる利用者等の特定

- 感染が疑われる者と同室又は長時間の接触があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護又は介護した者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液又は体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者を確認しているか。

感染または濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

- 指定計画相談支援事業所等が、生活に必要なサービスを確保するために、訪問介護等の必要性を検討しているか。
- サービスの提供に当たっては、保健所とよく相談した上で、訪問時間を可能な限り短くする、サービス提供前後において手洗いやマスクの着用を行う等、感染防止策を徹底しているか。

サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、代替サービスを想定・準備しておくこと